



発行 新潟県

第 32 号

令和5年4月25日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 479 新潟県立近代美術館観覧料の徴収事務の委託（文化課）
- 480 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 481 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 482 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 483 道路の区域変更（道路管理課）
- 484 道路の区域変更（道路管理課）
- 485 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 486 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 487 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 488 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）
- 489 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）
- 490 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）
- 491 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 492 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

告 示

◎新潟県告示第479号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立近代美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託した事務
「華麗なるパリ ベル・エポック展」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務
- 2 前売観覧券販売期間
令和5年4月28日から令和5年6月30日まで
- 3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内 新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合
長岡市沖田2丁目173-2 長岡地域振興局庁舎B1 新潟県職員生活協同組合長岡売店	理事長 小岩 徹郎
新潟市中央区八千代2丁目1番1号 シネ・ウインド	新潟市中央区八千代2丁目1番1号 有限会社新潟市民映画館 代表取締役 齋藤 正行

新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 理事長 佐藤 秀則
新潟市中央区八千代2丁目1番2号 万代シテイビルボードプレイス	新潟市中央区万代1丁目6番1号 新潟交通株式会社 代表取締役 星野 佳人
新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店万代店	新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店 代表取締役 廣木 正廣
新潟市中央区西大畑5191-9 新潟市美術館	新潟市東区紫竹5丁目10番60号 旭ビル管理株式会社 代表取締役社長 那須野 眞智子
新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地1 新潟市新津美術館	新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号 株式会社NK S コーポレーション新潟支店 支店長 中野 幸広
新潟市中央区八千代1丁目6番1号 新潟伊勢丹内 Kijトラベル新潟伊勢丹6階トラベルコーナー	新潟市中央区女池北1丁目1番1号 新潟運輸株式会社旅行事業部Kijトラベル 部長 五十嵐 秀己
新潟市中央区万代3丁目1番1号 メディアシップ1階 インフォメーションセンター えん	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社新潟日報社 代表取締役 佐藤 明
新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター 代表理事 廣岡 信行
長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)	長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター 理事長 高橋 譲
長岡市表町3丁目1-8 リナシエビル3 長岡商工会議所	長岡市表町3丁目1-8 リナシエビル3 長岡商工会議所 会頭 大原 興人
柏崎市東本町2丁目5番22号 わたじん書店	柏崎市東本町2丁目5番22号 株式会社わたじん 代表取締役社長 渡辺 孝丸
十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター 理事長 関口 芳史
全国のセブンイレブン、ローソン、ミニストップ、 ファミリーマートの各店舗	新潟市中央区東万代町1-30 新潟第一生命ビルディング3階 株式会社JTB新潟支店 代表者 新潟支店長 馬場 亮
アソビュー株式会社のウェブサイト	東京都品川区大崎1丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8F アソビュー株式会社 代表取締役CEO 山野 智久

4 委託期間

令和5年4月28日から令和5年8月31日まで

◎新潟県告示第480号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の新発田土地改良区の定款の変更を令和5年4月17日認可した。

令和5年4月25日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区の定款の変更を令和5年4月14日認可した。

令和5年4月25日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新潟市の西蒲原土地改良区の定款の変更を令和5年4月17日認可した。

令和5年4月25日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年4月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市加茂歌代字中嶋373番4から	新	19.5～21.2メートル	36.4メートル
同市加茂歌代字境399番5まで	旧	19.5～19.5メートル	36.4メートル

備考 路線の重用
全区間県道佐渡縦貫線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市加茂歌代字中嶋373番4から	新	19.5～21.2メートル	36.4メートル
同市加茂歌代字境399番5まで	旧	19.5～19.5メートル	36.4メートル

備考 路線の重用
全区間一般国道350号と重用

◎新潟県告示第484号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年4月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市秋津字境109番2から	新	20.0～28.0メートル	46.2メートル
同市秋津字境84番1まで	旧	20.0～28.0メートル	46.2メートル

備考 路線の重用
全区間県道佐渡縦貫線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市秋津字境109番2から	新	20.0～28.0メートル	46.2メートル
同市秋津字境84番1まで	旧	20.0～28.0メートル	46.2メートル

備考 路線の重用
全区間一般国道350号と重用

◎新潟県告示第485号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成29年3月10日新潟県告示第250号）を次のとおり解除する。

令和5年4月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
志戸橋(2)地区	長岡市寺泊志戸橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第486号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成23年6月14日新潟県告示第899号）を次のとおり解除する。

令和5年4月25日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
蛸川地区	佐渡市蛸	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第487号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年3月27日新潟県告示第365号）を次のとおり解除する。

令和5年4月25日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
蛸川(2)地区	佐渡市蛸	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第488号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成29年3月10日新潟県告示第251号）の指定を解除する。

令和5年4月25日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
志戸橋(2)地区	長岡市寺泊志戸橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第489号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成23年6月14日新潟県告示第900号）の指定を解除する。

令和5年4月25日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
蛸川地区	佐渡市蛸	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第490号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年3月27日新潟県告示第366号）の指定を解除する。

令和5年4月25日

新潟県知事 花角 英世

1 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
蛸川(2)地区	佐渡市蛸	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第491号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和5年4月25日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
志戸橋(2)地区	長岡市寺泊志戸橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
蛸川地区	佐渡市蛸	次の図のとおり	土石流
蛸川(2)地区	佐渡市蛸	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第492号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和5年4月25日

新潟県知事 花角 英世

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

		作用すると想定される 衝撃に関する事項	
志戸橋(2)地区	長岡市寺泊志戸橋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
蛸川地区	佐渡市蛸	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)